

文京区補助金等チェックシート

所属 子ども家庭部子育て支援課

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	ベビーシッター利用料助成金								
根拠規定等	文京区ベビーシッター利用料助成金交付要綱								
創設年月	令和	3	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	05民生費	04児童福祉費	05児童福祉事業費	11ベビーシッターによる子育て支援事業	01ベビーシッターによる子育て支援事業				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となり、ベビーシッターを利用した保護者に対し、その利用料について助成することにより、保護者の負担軽減を図る。								
補助事業等の内容	2歳から満3歳に達する年度の末日までの児童のベビーシッター利用料について、東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」（補助率10/10）の範囲で助成する。								
補助対象経費の内容	月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）の午前7時から午後10時までを対象時間とし、児童一人当たり月8時間まで（多胎児の場合は月16時間まで）保育料のみを補助対象経費とする。								
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO（特定非営利活動団体） <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕								
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 2,500円 単位 1時間当たり〕 <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕								
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕									
東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱」のとおり									
公募の状況	ホームページ、区報により周知する。								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合		区	国	都	10/10	補助対象者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助（区上乗せ無し） <input type="checkbox"/> 補助（区上乗せ有り）		上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	0、1歳の子育て訪問支援券を延長してほしいというニーズがあることから、償還払いの補助にもニーズがあると考えられる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	令和3年度重点施策で採用された事業であり、総合戦略に記載の「子育て訪問支援券事業と密接に関連する事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	東京都の補助要綱上、ベビーシッターの利用者に対し、区市町村が負担軽減を行うこととされている。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	突発的な保育ニーズに応えられる子育て支援事業が限られており、子育て世帯のニーズに対応できなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	区報や区ホームページ等で周知しており、対象者は誰でも申請する機会が確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	利用したことを確認できる書類等を基に、東京都の補助要綱の補助要件に適合しているかを確認した上で交付する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	東京都の補助要綱に基づく補助金のため、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	ベビーシッター利用のニーズは高いことから、保護者の多様なニーズに応えるとともに、経済的負担を軽減することができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	利用者が既にベビーシッターを利用し、支払った利用料に対し、償還払いで補助することから、補助額全てが効果に見合うものと考えられる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	利用事由や保育認定の有無を問わないため、子育て世帯に広く還元できる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(予算)			
交付(見込み)件数	13,806			
決算(予算)額	34,515			
国庫支出金				
都支出金	34,515			
その他				
一般財源	0			
2年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

令和2年度に創設された、東京都の「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」の補助率10/10が、今後変更となった時点で、現行の子育て訪問支援券と合わせて見直しを検討する。